陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 5 7 号
件 名	生活保護法外援護費の拡充を求めることについて
要 旨	新潟市は昨年8月事業仕分けを行い,生活・発護費について,等をは、、時節柄の特別な消費需要がある一方,被保護世帯は一般世帯と違にあるるよりできない。 大きないり、できないの時間をできない。 大きないり、できないのです。 大きないり、です。 大きないり、です。 大きないり、 大きないいり、 大きないいりにはいいりにはいいりにはいいいりにはいいりにはいいりにはいいりにはいいり
 付 託	
年月日 委員会	平成 23 年 2 月 23 日 第 1 項 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 2 月 18 日 第 5 8 5 号

生活保護世帯にとって,年末慰問品は生活必需品として喜ばれ,また,夏期・年末見舞金は墓参りや仏壇参り,親戚あいさつ,子,孫へのお年玉,日ごろ買えない衣類や防寒着の購入等々,金銭的な喜びだけでなく,「墓参りに行ける」「正月を迎えられる」など精神的な励ましと喜びになっています。

過去に夏,冬には「商品引換券」の支給があり,大変喜ばれていましたが,平成 18 年の決定で削減,廃止されました。

日本の習慣として,盆暮れには普段にはない特別の出費があります。生活保護世帯は一般世帯と違い,貯蓄の活用や親族からの支援がほとんどないことから,新潟市は生活保護世帯にも一般世帯並みの暮らし向きができるようにと法外援護の制度をつくり,改善を重ねて約半世紀もの間,継続されてきた貴重な制度です。

新潟市が長い期間,憲法第 25 条の精神に基づき,社会保障と福祉の政策として実施してきた「年末慰問品」「夏期・年末見舞金」の廃止,及び削減,廃止は,商品引換券の廃止に追い打ちをかけ,生活保護世帯にとっては「生活保護世帯は,お盆や正月は迎えなくともよい」と言われているに等しい仕打ちではないでしょうか。

今日の経済事情から将来に不安を感じ「物を買い控える」国民感情が多くある中,法外援護費の制度をなくすのではなく,むしろ制度を拡充することが必要と考えます。

最低限度の生活実態の中でも,安心してお盆,正月を送ることができるように法外援護費の継続,拡充をされますよう下記の事項について陳情いたします。

記

- 1 年末慰問品を廃止しないこと。
- 2 夏期・年末見舞金を減額,廃止しないで拡充すること。